

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	こども医療受給資格認定・更新事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市は、こども医療受給資格認定・更新事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県 那珂川市長

公表日

平成30年8月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	こども医療受給資格認定・更新事務
②事務の概要	那珂川市こども医療費の支給に関する条例に基づき、受給資格の認定・更新を行う。 【番号法第9条第2項により条例で定めるものに関する事務】 ①こども医療費受給資格認定申請書兼台帳を受付。 ②医療保険証等、受給資格を確認。(生計維持者が転入者や単身赴任の場合、課税住所地へ前年の所得の確認が必要。対象者:生計維持者) ③医療証を発行。 【情報照会提供に関する事務】 ①資格認定条件確認のため、課税権所有地の税情報を照会する。
③システムの名称	こども医療、中間サーバー、団体内統合宛名
2. 特定個人情報ファイル名	
地方税関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 (那珂川市こども医療費の支給に関する条例)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(照会できる根拠) 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条第4項第1号 (提供できる根拠) なし(提供は行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民生活部住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 住民生活部 住民課 Tel.092-953-2211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 住民生活部 住民課 Tel.092-953-2211

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年6月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年6月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月15日	I -5① 部署	住民生活部 国保年金健康課	住民生活部 住民課	事後	
平成30年6月15日	I -5② 所属長の役職名	国保年金課長 伊藤 拓己	住民課長	事後	
平成30年6月15日	I -4② 法令上の根拠	番号法第19条第14号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条第4項第1号	事後	
平成30年10月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	那珂川町	那珂川市	事前	
平成30年10月1日	表紙 評価実施機関名	福岡県 那珂川町長	福岡県 那珂川市長	事前	
平成30年10月1日	I -1② 事務の概要 I -3 法令上の根拠	那珂川町子ども医療費の支給に関する条例	那珂川市子ども医療費の支給に関する条例	事前	
平成30年10月1日	I -7 請求先	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那珂川町役場 住民生活部 住民課 Tel:092-408-3287	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 住民生活部 住民課 Tel:092-953-2211	事前	
平成30年10月1日	I -8 連絡先	福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 那珂川町役場 住民生活部 住民課 Tel:092-408-3287	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 住民生活部 住民課 Tel:092-953-2211	事前	